

男女とも仕事と育児を両立できるように 育児・介護休業法が改正されました

育児休業が取得しやすい雇用環境の整備、個別周知・意向確認の措置の義務化や産後パパ育休(出生時育児休業)の創設などの改正が行われ、段階的にスタートしています。

令和4年4月1日からスタート



■ 雇用環境の整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

- 事業主は、育児休業等に関する相談窓口を設置するなど、育児休業が取得しやすい雇用環境を整備する必要があります。
- 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する周知や休業の取得意向の確認を個別に行う必要があります。

■ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

《令和4年3月31日まで》

- (育児休業の場合)
 (1)引き続き雇用された期間が1年以上
 (2)1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



《令和4年4月1日から》

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い
- ※育児休業給付についても同様に緩和

令和4年10月1日からスタート

■ 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

子が生まれた直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるよう、新たに「産後パパ育休(出生時育児休業)」が創設され、子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できるようになります。(取得対象は、出生後8週間以内の子を養育する産後休業をしていない男女労働者)

※事業主に対する取得の申し出は原則2週間前まで

■ 育児休業の分割取得

1歳までの育児休業が2回に分割して取得できるようになるなど、下記のとおり育児休業が取得しやすくなります。

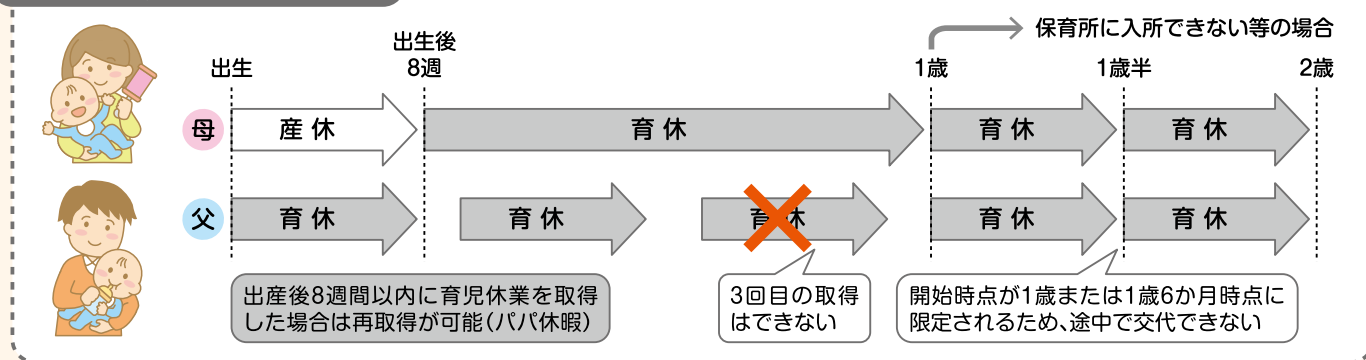
	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
対象期間	原則子が1歳(最長2歳)まで	原則子が1歳(最長2歳)まで (変更なし)
申出期間	原則1か月前まで	原則1か月前まで (変更なし)
1歳までの分割取得	原則分割不可	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申し出)
1歳以降の延長	育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定	育休開始日を柔軟化
1歳以降の再取得	再取得不可	特別な事情*がある場合に限り 再取得可能

※1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

改正後の働き方・休み方のイメージは裏面をご覧ください。

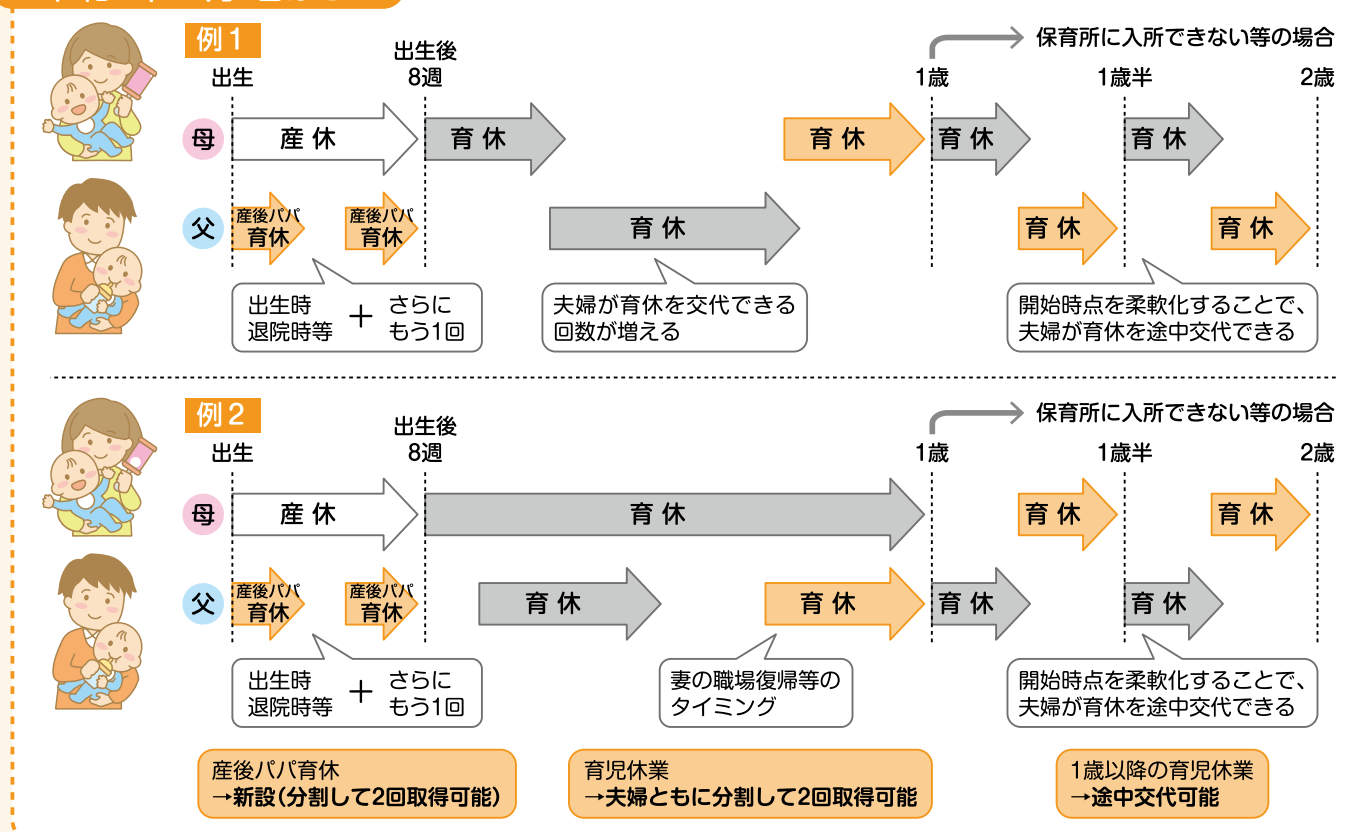
改正後の働き方・休み方のイメージ(例)

《令和4年9月30日まで》



⇒ オレンジ色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです。

《令和4年10月1日から》



令和5年4月1日からスタート

■ 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数が1,000人を超える企業は、育児休業などの取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。

- 改正内容の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



- 宮城労働局では、改正内容をはじめとする育児休業制度等に関する特別相談窓口を開設しています。

相談窓口 宮城労働局雇用環境・均等室(仙台市宮城野区鉄砲町一番地 仙台第4合同庁舎8階)
電話番号:022-299-8844

受付時間 平日の8:30~17:15

開設期間 令和5年3月31日まで

発行 仙台市子供未来局総務課 TEL022-214-8790

※このチラシは「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内-令和4年4月1日から3段階で施行-(厚生労働省)」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>)の内容に基づき仙台市が作成しています。